

令和6年度自治体間農業連携に係る募集要項

1 目的

近年、国内における食料自給率が年々低下し、紛争等の国際情勢に伴う輸入途絶や異常気象による世界的な不作等の不測の事態の発生によって安定的な食料供給が危ぶまれる中、本市では、医食同源の観点のもと、日本人の主食であり、栄養価やカロリー貢献度が高い米（食糧）を、国内の農業の持続的発展に寄与する形で安定的に確保していくため、令和5年3月に「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定した。現在、本構想で掲げるロードマップに基づき、生産地や民間事業者等と連携・協働しながら、本市独自の食糧サプライチェーン構築に向けた取組みを展開しており、具体的な取組みとして、令和5年4月からの学校給食において、「生産（有機農業又は化学農薬や化学肥料の使用を抑えた農業）」及び「加工（玄米の栄養価を多く残した精米加工技術）」にこだわった米の提供を開始した。

本構想の実現にあたっては、生産地との「共存共生の関係性」の構築を重要なポイントとして捉えている。市域面積が狭く農地の少ない本市だけでは、不測の事態の際に市民の安全・安心な暮らしを守れるだけの安定的な食糧確保は困難であり、一方、生産地においては、農業従事者の減少・高齢化、農地面積の減少といった状況が続いており、食糧生産基盤の強化が喫緊の課題となっている。本構想では、給食など一定の食糧需要がある都市部の自治体である本市と生産地の自治体が相互のリソースを活用し、本市にとっては安全・安心な食糧の安定的な確保を、生産地にとっては生産者の所得安定や休耕地の活用、新規就農者の増加など、それぞれの課題を補完できるような農業連携の創出を目指している。

令和5年度においては、全国各地の6自治体と農業連携を締結し、小・中学校の学校給食をはじめ、農業連携先で生産された米を活用した各種事業を展開した。令和6年度においては、引き続き本構想実現に向けた連携先の拡大を図るとともに、米以外の農作物における新たな連携を想定している。

本要項は、本市の構想に賛同し、農業連携先となる自治体（以下「連携自治体」という。）を募集し、選定するために必要な手続き等の事項を定めるものとする。

2 資格要件

連携自治体は、次の項目全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体又は地方自治法第1条の3第3項に規定する特別区であること。
- (2) 本市が設置する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本プロポーザルで提案した事項（以下「連携取組事項」という。）の説明や質疑応答ができること。
- (3) 連携取組事項の公表の時期や範囲等に関して、本市との協議のうえ、必要な協力・調整ができること。
- (4) 選定委員会において、連携自治体として選定された後、本市と農業連携協定（案）を

締結できること。

※ 上記の要件を満たさない応募者の提案は審査の対象としない。また、選定後に上記条件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消すものとする。なお、選定の取り消しがあった場合には、選定委員会の審査により落選となった提案者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

3 募集提案

(1) 提案する連携取組事項の要件

以下のすべての要件を満たす提案とする。

ア 公共性が高いこと

イ 本市の構想（「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想（令和5年3月泉大津市）」）の方針に沿っていること

ウ 提案先の地域における農業に関する課題解決に資すること

エ 提案先の地域における生産者との緊密な連携が取れること

オ 国が策定する「みどりの食料システム戦略（令和3年5月農林水産省）」で掲げる目指す姿（2050年までに化学農薬使用量の50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料使用量の30%低減及び有機農業の取組面積の割合を25%拡大等）に沿っていること

(2) 連携自治体数

3～5団体程度

4 農業連携協定（案）

本市と連携自治体との間で締結する農業連携協定書（案）は、別紙のとおりとする。ただし、連携取組事項等については、本プロポーザルにおける提案内容を踏まえ、両者で協議のうえ決定するものとする。また、本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。

5 スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 募集要項公表日 | 令和6年5月1日（水） |
| (2) 質疑書受付期限 | 令和6年5月15日（水）午後5時まで |
| (3) 質疑回答 | 令和6年5月17日（金） |
| (4) 参加表明書提出期限 | 令和6年5月21日（火）午後5時まで |
| (5) 連携取組提案書提出期限 | 令和6年5月28日（火）午後5時まで |
| (6) 辞退届提出期限 | 令和6年5月28日（火）午後5時まで |
| (7) 審査（書面） | 令和6年6月4日（火） |
| (8) 選定結果通知・公表 | 令和6年6月10日（月） |
| (9) 農業連携協定（仮称）締結日 | 令和6年7月以降 |

6 参加表明

- (1) 提出期間 令和6年5月1日（水）～5月21日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類 ア 参加表明書（様式1号）
イ 申請団体概要書（様式2号）
- (3) 提出方法 「15 事務局」へ電子メールで提出すること。

7 質疑及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月1日（水）～5月15日（水）午後5時まで
 - (2) 提出書類 質疑書（様式3号）
 - (3) 提出方法 「15 事務局」へ電子メールで送信すること。
 - (4) 質疑回答 令和6年5月17日（金）に泉大津市ホームページにて公表する。
- ※ 評価及び審査に関する質問や連携取組提案内容に関する質問は受け付けない。
※ 電話や窓口など口頭での質問は受け付けない。

8 連携取組事項の提案

- (1) 提出期間 参加表明書提出後～5月28日（火）午後5時まで
- (2) 提出場所 「15 事務局」へ提出
- (3) 提出書類

| | 提出書類 | 部数 |
|---|----------------------|---------------|
| ア | 応募申込書兼誓約書（様式4号） | 1部 |
| イ | 連携取組事項提案書（様式5号、様式6号） | 8部（正本1部、副本7部） |
| ウ | 参考資料（自由様式） | 1部 |

- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合：令和6年5月28日（火）必着）

(5) 内容等

ア 「11 審査方法」における審査基準を踏まえて連携取組事項提案書（様式6号）を提出すること。なお、本プロポーザルにおいて、連携自治体に選定された際には、提案書に記載した事項について履行責務が発生する。従って、このことを認識したうえで提案書を作成すること。

イ 提出書類規格等は、次のとおりとすること。

(ア) 用紙サイズ等は、A4・片面印刷とする。

(イ) 正の部数は、1部とし表紙（様式5号）を添付したうえで綴じること。

(ウ) 副の部数は、7部とし表紙（様式5号）を添付しないで綴じること。

(エ) 副本7部については、地方公共団体名、所在地、代表者、ロゴマークなど提案者が特定できる情報は記載しないこと。

ウ 提案する連携取組事項が次の各号のいずれにも該当しないこと。

(ア) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの。

(イ) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を

目的とするもの。

(ウ) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの。

(エ) その他連携取組提案としてふさわしくないもの。

9 辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「15 事務局」に対し、辞退届（様式7号）を令和6年5月28日（火）午後5時までに電子メールで提出するものとする。

10 審査（書面）

(1) 実施日 令和6年6月4日（火）

(2) 実施手順

提出された連携取組提案書等について、「11 審査方法」の審査基準に基づき書面審査を行ったうえで連携先自治体を選定する。

なお、審査の過程においては、必要に応じて応募書類の内容についてヒアリングや追加資料の提出を求める場合がある。

11 審査方法

(1) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点割合 |
|------|---------------------|---|------|
| 1 | 課題解決力 | <ul style="list-style-type: none">・連携取組事項を実施することで双方の地域にとっての持続可能なまちづくりの実現を期待できるか。・泉大津市の課題解決に資する連携取組事項となっているか。・連携自治体の課題解決に資する連携取組事項となっているか。 | 30 |
| 2 | 泉大津市の構想及び国の目指す姿への理解 | <ul style="list-style-type: none">・泉大津市が掲げる「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想（令和5年3月泉大津市）」に沿った連携取組事項となっているか。・国が策定する「みどりの食料システム戦略（令和3年5月農林水産省）」で掲げる目指す姿（2050年までに化学農薬使用量の50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料使用量の30%低減及び有機農業の取組面積の割合を25%拡大等）に沿った連携取組事項となっているか。 | 30 |
| 3 | 生産者との連携 | <ul style="list-style-type: none">・連携取組事項の実施にあたって生産者との緊密な連携が可能か。 | 20 |

| | | | |
|-----|-------------|---|-----|
| 4 | 実現可能性・将来性 | ・連携取組事項の実現可能性は高いか。 ・中長期的（3～5年）な視点で連携取組事項を継続実施できるか。 | 10 |
| 5 | 先駆性・先進性・独自性 | ・地域の特色を生かした先駆的かつ先進的な連携取組事項となっているか。 | 10 |
| 合 計 | | | 100 |

(2) 審査方法

- ア 連携取組提案書等について審査基準に基づいて書面にて評価し、審査の合計点数において、6割の点数（以下「基準点」という。）以上得点し、高い評価を得た順に最大5団体を連携自治体として選定する。
- イ 複数者において、審査の基準点を満たす合計点数が同点の場合、選定委員会において審議のうえ決定する。
- ウ 提案者が3団体未満の場合においても審査を実施し、審査の合計点数が基準点以上で選定自治体とする。
- エ 審査の合計点数が基準点に満たない者は、選定自治体の対象とならない。

(3) 結果の通知及び公表

審査結果は応募者全員に通知し、決定した地方公共団体名の公表を行う。

- ア 通知日 令和6年6月10日（月）
様式1号の連絡先に電子メールにて通知
- イ 公表日 令和6年6月10日（月）
本市ホームページ上にて公表

- ※ 審査結果についての異議は認めない。
※ 電話や窓口などによる問い合わせは認めない。

1.2 提案者の失格

本プロポーザルへの提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 資格要件」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (4) 提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合
- (5) 提案者が、連携取組事項を実施することが困難と認められる状態が確認できた場合

1.3 連携取組事項の執行中止等

「4 農業連携協定（案）」の締結前にやむを得ない理由等により、連携取組事項の執行が出来ないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。その場合において当該提案者は、連携取組事項の実施に向けて要した経費を泉大津市に請求できない。

1 4 その他留意事項

(1) 募集要項の承諾

提案者は、応募申込書兼誓約書（様式4号）の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなす。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は円を使用するものとする。

(4) 提出期限

提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、原則認めないものとする。但し、選定委員会が必要と認めて指示した場合を除く。

(5) 辞退

連携取組提案書を提出期限までに提出しない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(6) 提案書等の取扱い

連携取組提案書その他提案者から提出された書類は返却しない。また、提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。（但し、情報公開条例に基づく公開請求があった場合を除く。）

(7) 著作権

連携取組提案書の著作権は、提案者に帰属する。但し、審査結果の公表等、本プロポーザルにおける必要な範囲で本市が提案書等を使用することができる。

(8) 秘密保持

本業務により知り得た事項は他に漏らさないものとする。また、連携取組事項の実施にあたり、取得した情報等の取扱いについては、「泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他関係法令を厳守すること。

(9) 連携体制の構築

農業連携協定（案）の締結後、連携を速やかに開始し、本市と協議のうえ、必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

1 5 事務局（問い合わせ先・書類提出先）

担 当 泉大津市 市長公室 成長戦略課
住 所 〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町9-12
電話番号 0725-51-7684
E-mail senryaku@city.izumiotsu.osaka.jp